

学校給食費第3子以降支援事業に関するQ & A

Q 本事業に該当する対象者はどのような方ですか。

A 次の条件すべてに該当する方を対象としております。

- ・児童及び保護者が同一世帯でいわき市内に住所を有していること。
- ・同一世帯で18歳に達する日以後の最初の3月31日に達するまでの間にある者のうち、その出生の早い者から順次に数えて第3番目以降の子で、いわき市立小学校又または県立特別支援学校の小学部に在籍する児童であること。
- ・生活保護の認定を受けている世帯でないこと。

Q 学校給食費の無償化について、なぜ、第3子以降としたのですか。

A 現在、全国的に少子化が深刻な社会問題となっており、その要因として子育てに対する経済的な負担の要素も大きく、家計に与える負担感の増大も深刻であり、特に多子世帯の経済的負担が大きいことから、子育て世代への継続的な支援策として第3子以降の学校給食費を無償とし、安心して子育てできる環境を整備するために本事業を実施しております。

Q 支援が決定された場合、支援の取消とならない限り給食費が無償となるのでしょうか。

A 無償となります。ただし、支援決定の期間は決定通知の日からその年度の終了する日(3月31日)までとなります。

Q 保護者の所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 保育園や幼稚園に通う子ども対象になりますか。

A 小学生を対象としている制度のため、対象外となります。

Q 対象者はどのようにして確認できますか。

A 年度当初は住民基本台帳情報等により対象者の保護者に対して学校給食費第3子以降支援事業決定通知書を送付いたします。また、これ以降は申請に基づき対象者を決定、随時決定通知書を送付します。

Q 支援が決定された場合、これまで滞納していた給食費も無償となるのですか。

A 給食費が無償となるのは、決定通知に記載している期間(最大1年間)となりますので、それ以前の給食費に滞納がある場合は納付していただくこととなります。

Q 年度途中で市外からいわき市へ転入した場合でも支援の対象となりますか。

A 対象となります。

なお、その際は転入された学校を通じて申請書を提出していただき、学校支援課にて支援の可否を通知いたします。

Q 第3子以降に該当する児童が第1子または第2子と別の住所に登録がある場合、支援の対象となりますか。

A 同一世帯を対象の条件としているため、対象外となります。

Q 支援決定の前に当月分の給食費が口座引き落としとなった場合はどのような手続きをすればよいでしょうか。

A 無償の対象となる学校給食費は後日返金となります。なお、返金の方法については各学校から連絡いたします。